

木造住宅耐震改修工事 促進助成事業



「所得税」←特別控除
「固定資産税」←減額 } が受けられます！

市の耐震診断事業の結果、耐震改修が必要とされた住宅の耐震改修工事、又は建替えにかかる経費の一部を補助します。

補助金額

耐震改修工事に対して 上限 **100万円**
 その他改修（リフォーム）工事を行う場合 上限 **10万円 加算**

補助対象工事

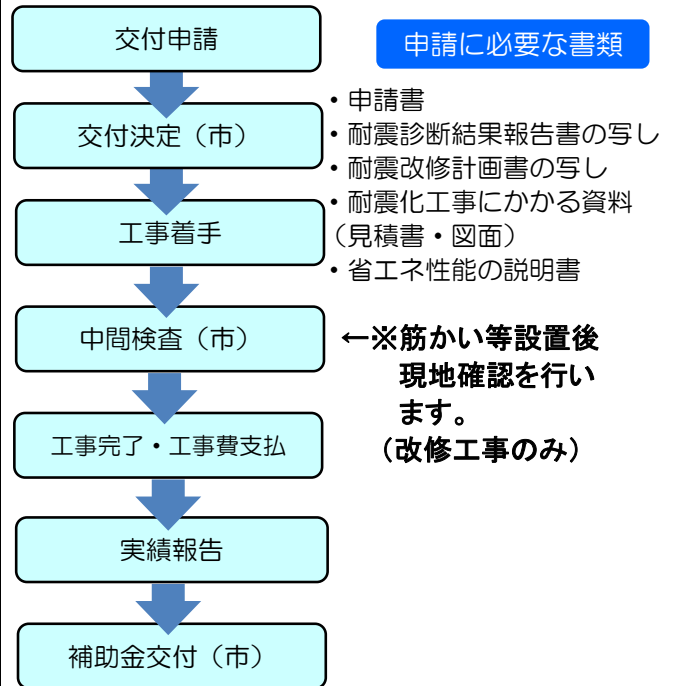
- 改修工事…耐震改修計画に基づく上部構造評点1.0以上となる耐震改修工事
 例…筋かい、構造用合板、金物補強等の施工にかかる経費
 - 建替工事…耐震診断結果で、上部構造評点1.0未満の住宅を解体して同位置に改築工事をするもの
- ※建替工事の場合
- 対象住宅が土砂災害特別警戒区域外に存すること。
 - 建替工事後の住宅が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の建築物のエネルギー消費性能基準に適合すること。

補助金額

耐震改修工事にかかる
 対象経費の80%を補助
 例：125万円以上の耐震改修工事で
 上限100万円を補助

（加算）
 <リフォーム工事等加算>
 耐震改修工事と同時に10万円以上のその他改修工事などを行った場合、上限10万円を加算

手続きの流れ



申込期限 12月27日
 ※予定件数に達した場合は、
 その時点で受付を終了します。



裏面もご覧ください

木造住宅耐震診断 助成事業



昭和56年以前の木造住宅は、耐震診断が必要です。
 昭和56年に建築基準法の大幅な改正があり、建物の耐震基準が強化されました。改正前に着工した建物は、現在の建物に比べて地震に弱い可能性があります。

専門家（耐震診断士）の派遣費用の一部を助成し、耐震診断士を派遣。耐震一般診断を行い「耐震診断結果」とともに、耐震改修が必要な場合、「耐震改修計画書」を作成します。

対象住宅

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・ 「在来軸組工法」又は「枠組壁工法」3階建てまで
- ・ 過去にこの事業を受けていない住宅

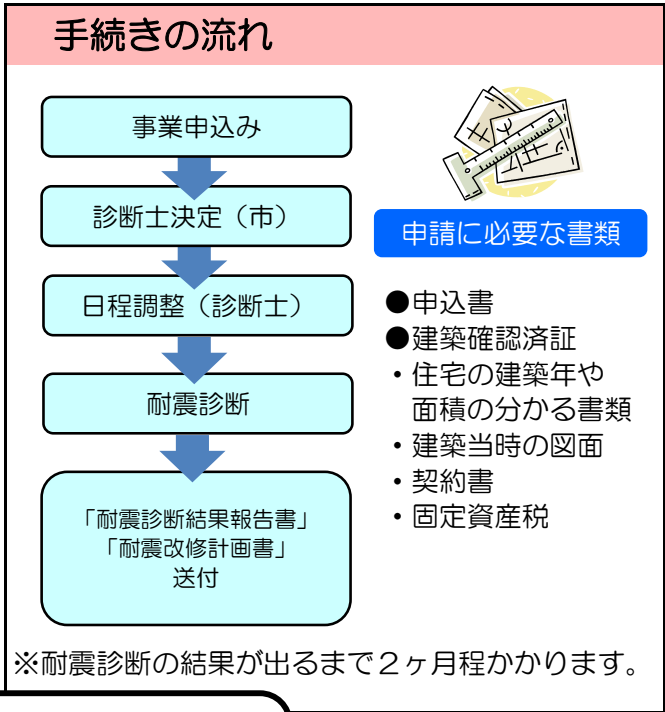
※中2階等の特殊な構造の場合は、耐震診断助成の対象とはなりません。調査後に対象外であると判明した場合、診断費用を負担していただく場合があります。

費用負担

申込者の負担額は、調査家屋の床面積で変わります。

延べ面積	申込者負担額
200㎡以下 (診断費用150,800円)	8,400 円
200㎡を超え270㎡以下 (診断費用161,300円)	18,900 円
270㎡を超え340㎡以下 (診断費用171,700円)	29,300 円
340㎡を超える (診断費用182,200円)	39,800 円

※市診断助成額142,400円
 ※「耐震改修計画書」作成料を含む。



問い合わせ・申し込み先

▷ 栗原市 建設部 建築住宅課
 (TEL 0228-22-1153)

※申請用紙は建築住宅課で配布しております。
 ※各種条件がありますので事前にご相談下さい。

申込期限 12月27日
 ※予定件数に達した場合は、その時点で受付を終了します。

裏面もご覧ください

